

○総務省告示第九百八十七号

特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第百一十一号）第三十条第一項第一号に掲げる事項について日欧合同委員会から通報があったので、同項の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、平成十五年総務省告示第二百九十四号（特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律第三十条第一項の規定に基づき日欧合同委員会から通報があった旨を公示する件）及び平成十六年総務省告示第六十一号（特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律第三十条第一項の規定に基づき日欧合同委員会から通報があった旨を公示する件）は廃止する。

平成十六年十二月二十四日

総務大臣 麻生 太郎

1 TELEFICATION B.V.

(1) 登録年月日 平成16年10月12日

(2) 住所 Edisonstraat 12A, 6902 PK Zevenaar, オランダ

(3) 登録に係る区分

ア 端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成16年総務省令第15号。以下「認定規則」

という。) 第4条各号に定める区分

イ 電波法（昭和25年法律第131号）第38条の2第1項各号に掲げる事業の区分（その区分に属する特定無線設備については、それぞれ当該各号に規定する特定無線設備のうち、特定無線設備の技術基準適合証明に関する規則の一部を改正する省令（平成14年総務省令第22号）による改正前の特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和56年郵政省令第37号）第8条に定める第一種特定無線設備、第二種特定無線設備又は第三種特定無線設備の区分に属する特定無線設備とする。）

2 CETECOM ICT Services GmbH

(1) 登録年月日 平成16年10月12日

(2) 住所 Untertürkheimer Str. 6-10, 66117 Saarbrücken, ドイツ

(3) 登録に係る区分

ア 認定規則第4条各号に定める区分

イ 電波法第38条の2第1項各号に掲げる事業の区分（その区分に属する特定無線設備については、それぞれ当該各号に規定する特定無線設備のうち、特定無線設備の技術基準適合証明に関する規則の一部を改正する省令（平成15年総務省令第92号）による改正前の特定無線設備の技術

基準適合証明等に関する規則第 8 条に定める第一種特定無線設備、第二種特定無線設備又は第三種特定無線設備の区分に属する特定無線設備とする。))